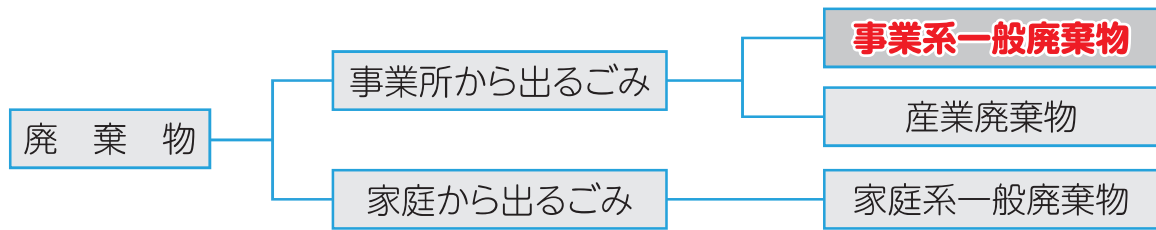


事業系一般廃棄物とは



事業活動に伴って生じた**産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。**

※事業活動とは、会社や工場などの事業所、学校や官公庁などの公共機関、NPO(非営利団体)、宗教法人、個人商店など、家庭以外で行われる全ての活動を指します。

産業廃棄物とは







事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など)の廃棄物と輸入された廃棄物をいいます。

お問い合わせ

廃棄物対策課 廃棄物指導係

電話:252-7152

事業ごみと家庭ごみのよくある間違い

事業ごみ ごみステーションに捨てられません!	家庭ごみ ごみステーションに捨てられます
会社で捨てる弁当の容器 寮で寮母さんが集めたごみ 	家に持ち帰った弁当の容器 寮で自分のごみを入れた指定ごみ袋 
会社のシュレッダーごみ 納品伝票や郵便物など 仕入れで使ったダンボール 	家のシュレッダーごみ(赤色指定ごみ袋へ) 自分で買ったダンボール 
業者が草刈りをした庭の草 	自分で草刈りをした庭の草 

事業ごみQ&A

Q 事業ごみとは？

A 事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外の一般廃棄物をいいます。
商店、事務所、工場、飲食店などあらゆる活動によって生じたごみが事業ごみになります。

Q なぜ事業ごみは自治会などが設置しているごみステーションに出せないの？

A 廃棄物処理法第3条で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されているため、家庭ごみの収集のために設置されているごみステーションには排出できません。

Q 事業所から排出するごみが少量で、中身が家庭ごみと変わらない場合、ごみステーションには出せるの？

A ごみの量や種類に関わらず、事業所から排出されたごみは、ごみステーションには出せません。

Q もし、ごみステーションに捨ててしまったらどうなるの？

A 不法投棄と見なされる可能性があります。
5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科される場合があります。
くれぐれも、ごみステーションには排出しないようにしてください。